


 公益社団法人福岡中部法人会

法人会ニュース



●今月の便に同封している書類（ご案内等）

◆「経営セミナー（リスクマネジメントセミナー）」のご案内

新型コロナウイルス感染症の関係で、延期する場合があります。

●本部等の行事

月	日	曜	内 容	
5	15	金	簡保同好会役員会	11:00 ~ 12:00 於:事務局会議室
6	3	水	第9回通常総会	15:30 ~ 16:30 於:ソラリア西鉄ホテル
6	3	水	講演会	16:45 ~ 18:15 於:ソラリア西鉄ホテル
6	3	水	会員交流会	18:30 ~ 20:00 於:ソラリア西鉄ホテル

6月3日予定の第9回通常総会、講演会、会員交流会は、新型コロナウイルス感染症の関係で延期となりました。

●支部の行事

月	日	曜	内 容	
毎月1回			大濠公園防犯パトロール（第5支部）	19:00 ~ 19:45 於:大濠公園
			青少年対策パトロール（第1支部）	16:00 ~ 16:45 於:天神地区（3丁目）

●青年部会の行事

月	日	曜	内 容	
5	13	水	役員会	11:00 ~ 12:00 於:事務局会議室
6	4	木	役員会	16:00 ~ 16:50 於:福新楼
6	4	木	総会	17:00 ~ 17:50 於:福新楼
6	4	木	懇親会	18:00 ~ 18:30 於:福新楼

6月4日予定の総会、懇親会は、新型コロナウイルス感染症の関係で中止となりました。

●女性部会の行事

月	日	曜	内 容	
5	27	水	役員会	於:場所未定



(I) 税務カレンダー

- 5月10日 ●4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 5月15日 ●特別農業所得者の承認申請
- 6月1日 ●個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知（通知方法：特別徴収義務者経由で納税義務者へ通知）
- 3月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人事業所税・法人住民税）
 - 3月、6月、9月、12月決算法人及び個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
 - 法人及び個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
 - 9月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分）
 - 消費税の年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人及び個人事業者の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）
 - 消費税の年税額が4,800万円超の2月、3月決算法人を除く法人及び個人事業者の1月ごとの中間申告（1月決算法人は2ヶ月分、個人事業者は3ヶ月分）（消費税・地方消費税）
 - 確定申告所得税額の延納届出に係る延納税額の納付
- 5月中において都道府県の条例で定める日
- 自動車税（種別割）の納付（賦課期日：4月1日）
 - 鉾区税の納付（賦課期日：4月1日）

(II) 知らないで損する税情報

新型コロナウイルス

税理士 堤 一 博

全世界を巻き込んでいる新型コロナウイルスの感染拡大の凄まじい勢いは、想像を超えたものです。

また、日本におけるその動向もまさに国難と言える域に達している感があり、4月7日(火)に緊急事態宣言が発令され、福岡県も4月8日(水)午前零時からその対象地区となりました。

今回は、国税庁が3月25日に公表した「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」をベースに書かせていただいています。

ご承知のとおり、令和元年分の申告所得税、個人事業者の消費税、贈与税の申告・納付期限は、4月16日(木)までなど一括して延長され、さらに、国税庁は、令和2年4月6日に、4月17日(金)以降であっても申告書の作成等が可能となった時点で税務署へ申し出ること、更なる申告期限延長の取扱いをする旨公表しました。

一方、この申告期限等の一括延長の対象外となっている法人税、相続税、酒税などは、従来どおりの期限としていますが、既存の規定により、その申告期限等の延長が可能です。

例えば、法人税については、地震等の自然災害、火災等の人為的な災害、申告等を行う者の重傷病など、災害その他やむを得ない理由により、その申告等の期限までに行うことが困難である場合には、個別にその延長の申請することができます。

資産の棄損や帳簿書類等の滅失といった直接的な被害は生じていないものの、関与税理士やその職員が感染した場

合、役員や経理責任者などが海外にいて入出国に制限がある場合などです。さらに経理担当部署の社員が、感染や濃厚接触の疑いなどで、当該部署の相当の期間の閉鎖あるいは長期休暇により通常の業務体制が維持できない状況である場合、感染症の拡大防止のため多数の株主を招集させないよう定時株主総会の開催時期を遅らせるといった緊急措置が講じられる場合も、申告書や決算書類などの国税の申告・納付の手続きに必要な書類の作成が当然に遅れますので、「やむを得ない理由」に含まれるとしています（法人税法第75条）。これは、納税者からの申請が要件です。

執筆時点では、まだ国税庁における対応の詳細はまだはっきりとしていませんが、所得税等の申告期限等の延長の追加措置同様、法人税においても、申請手続の簡素化が早期に図られることを期待したいところです。

ところで、4月7日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」では、国税関係として、関係法案の国会成立を前提として、下記の施策を打ち出しています。

(1)収入に相当の減少があった事業者の <u>国税・地方税及び社会保険料</u> について、 <u>無担保かつ延滞税なし</u> で1年間、納付を猶予する特例（社外流出する資金を一定期間手許に置くことができるので、無利息の借入れを受けたことと同様の効果が期待で、令和2年2月以降に納期限が到来する法人税、消費税、源泉所得税等が対象とされています。）
(2)資本金1億円超10億円以下の企業に生じた欠損金について、欠損繰り戻しによる法人税等の還付制度の適用の拡大（ <u>資本金1億円未満の法人については、現時点でも適用可能</u> です。）
(3)消費税の課税事業者選択の変更
(4)特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税

などです。

また、経済産業省・厚生労働省・総務省関係でも、中小企業向け融資や雇用助成あるいは地方税の減免等々の施策をアナウンスしています。

私見ですが、執筆（令和2年4月10日）時点では、経済産業省の「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」（筆者が参考としたのは、令和2年4月6日12：00時点版で、ボリュームは44ページとかなりありますが・・・）は全体像を比較的簡潔にまとめられていて、多面的に検討するには最適と思います。

逐次更新されますので、折に触れて開いてみて、是非、参考としてください。

「経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連」でネット検索してください。

手続の煩雑さなどの問題はあるものの、政府の準備している施策を組み合わせ、この難局を乗り切る方策をしっかりと検討・実施して乗り切ってください。



福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日(曜)	時間	主催	行事	会場	
2020	4	8(水)	9:30~16:00	本部	新社会人セミナー	西鉄イン福岡	
		9(木)	10:30~16:30	本部	パソコン講座 (ワード初級1/2回目)	サンセルコビル2F	
		10(金)	10:30~16:30	本部	パソコン講座 (ワード初級2/2回目)	延期となりました	
		14(火)	10:30~16:30	本部	パソコン講座 (エクセル初級1/2回目)	サンセルコビル7F	
		15(水)	10:30~16:30	本部	パソコン講座 (エクセル初級2/2回目)	〃	
	5						
	6			15:30~16:30	本部	第9回通常総会	ソラリア西鉄ホテル
		3(水)	16:45~18:15	本部	講演会	6月3日予定の第9回通常総会、講演会、会員交流会は、新型コロナウイルス感染症の関係で延期となりました。	
			18:30~20:00	本部	会員交流会		
		24(水)	14:00~16:00	本部	経営セミナー 1回目 (リスクマネジメントセミナー)	6月24日及び26日予定の経営セミナーは、新型コロナウイルス感染症の関係で延期する場合があります。	
26(金)	14:00~16:00	本部	経営セミナー 2回目 (リスクマネジメントセミナー)				
7							
8				本部	改正税法説明会	福岡ガーデンパレス	
9				本部	決算事務説明会	福岡ガーデンパレス	

※ 日時、会場等変更になる場合があります。(空白のところは未定です。)